

## ▶▶▶ 被扶養者の異動手続きを忘れずに! ◀◀◀

春は就職や進学など新しい生活がスタートするご家族も多いかと思います。

「就職される方」が被扶養者である場合、被扶養者の「取消申告」と「被扶養者証の返納」をしていただく必要がありますので、忘れずに手続きをお願いします。

### ▶▶▶ 被扶養者の取消しについて ◀◀◀

被扶養者のうち、今春高校、大学及び専門学校等を卒業して就職し、あるいは再就職先が決まったなど、該当する方がいる場合は、就職先の健康保険の適用になりますので、被扶養者の取消し手続きが必要となります。

また、アルバイトやパートタイマーなどで、社会保険の適用がない場合であっても月額108,334円以上の収入が見込まれる場合や、雇用契約などが変更となり社会保険へ加入した場合は、就職した日あるいは、加入した日から扶養資格の取消しとなりますのでご注意ください。

なお、扶養取消し日以降に医療機関で受診される場合には、必ず健康保険が変わった旨を告げ、新しい保険証を提示してから受診されますようお願いいたします。

※アルバイト、パートタイマーなどで給与収入がある場合は、月額の収入が認定基準となります。

### ▶▶▶ 認定取消し後の医療費等の返還について ◀◀◀

上記の扶養取消し日以降に受診された場合は、共済組合で確認できる全ての医療費等の返還請求をすることになりますので、異動手続きと被扶養者証の返納を忘れずにお願いします。

☆書類の提出は、共済組合事務担当課を通してお願いいたします。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306